

令和6年第2回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第2号)

招 集 年 月 日	令和6年2月29日 (木)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和6年2月29日 14時00分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和6年2月29日 15時00分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 7 名 欠 席 2 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △Ⓞ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	河野 幸枝	○
	2	佐藤 潤	○
	3	沖 貴雄	○
	4	宮本 千春	○
	5		
	6	斎藤 文彦	○
	7	武本 宮紀	○
	8	影井 伊久美	△
	9	笠井 清孝	△
10	河本 穂津雄	○	
議事録署名委員	1 番	河野 幸枝	
	2 番	佐藤 潤	

議長	<p>総会を開会させていただきます。 本日の出席委員は7名です。 出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。 これより令和6年第2回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(14:00)</p>
議長	<p>議事録署名者の選任を行います。 この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。 よって議事録署名者に1番委員と2番委員を指名します。</p>
議長	<p>会議書記の指名を行います。 本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木泰彦氏と西山はるか氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第3号から議案第12号について事務局長より提案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(提案説明)</p>
議長	<p>それでは、議案第4号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さん、耕作面積は1,082㎡です。譲受人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さん、耕作面積は0㎡です。権利の内容は贈与による所有権移転となっております。申請地は大字中筒賀字三谷、地番が2292番1、地目が田、面積が220㎡です。申請理由は生前贈与をするため。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをご覧ください。図面は、2・3ページ、現地の写真は資料1の1ページです。</p> <p>2月26日、申請者の■■■■さん立会いのもと、現地調査をしました結果について、事案説明いたします。申請地は、安芸太田町役場筒賀支所から約1km南へ進んだ位置にあります。譲渡人である■■■■さんは、譲受人である■■■■さんの父にあたり、生前贈与のため今回農地法3条の申請をされております。現在も■■■■さんが耕作をされており、農機具を所有されています。また、周辺の農地利用に影響ありません。以上、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可相当と判断しました。審議のほど、よろしく申し上げます。</p>

議長	<p>それでは、議案第 4 号について、審議に入ります。議案第 4 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 4 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 4 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 5 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は[]、お名前が[]さん、耕作面積は 6,188.23 ㎡です。譲受人の住所は[]、お名前が[]さん、耕作面積は 1,295 ㎡です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字穴字早木、地番が 1062 番、1064 番 1、1065 番 1、1066 番 1、1091 番 1、1096 番 1、1099 番、1103 番 1、1105 番、地目がそれぞれ田と畑、面積が合計で 4,107.86 ㎡です。申請理由は譲渡人は遠方に住んでいるため譲り渡す。譲受人は居住地に隣接しており、規模拡大のため譲り受ける。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて、3 番委員より説明をお願いします。</p>
3 番委員	<p>議案第 5 号について説明をいたします。今月 27 日に譲受人である[]さんと、譲渡人である[]さん両名立ち会いのもと、現地調査を行いました。その結果について報告をいたします。譲渡人の[]さんと[]さんは親戚の関係にあたられ、現在はその親戚の方、別の方ですけれど、その方が草刈り等の管理作業をされておられるということで、現在農地は草刈りが行われておりました。今後、[]さんは現在勤めておられる会社、郵便局ですが、そちらを退職後、退職までこの農地を管理しつつ、後々は野菜等々を作りたいということでした。東さんは隣接する周りに今回の案件の田んぼの周りにあって、その中で耕作をしている田んぼがあらわれて機械も所有されておられるということで、農地法第 3 条に該当しませんので、許可妥当と判断いたしました。審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 5 号について、審議に入ります。議案第 5 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>

議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 5 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 5 号は申請のとおり承認決定いたしました。</p> <p>それでは議案第 6 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん、耕作面積は 8,107 m²です。譲受人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん、耕作面積は 0 m²です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字津浪字本郷、地番が 1642 番 1、地目が田、面積が 1,173 m²です。申請理由は譲渡人は耕作しておらず草刈り管理のみのため譲り渡す。譲受人は居住地近くで耕作をしたいため譲り受ける。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて、4 番委員より説明をお願いします。</p>
4 番委員	<p>議案第 6 号の説明をいたします。議案書 7 ページ、図面は 8 から 9 ページでございます。参考として申請地の現状写真、資料 2 を添付しております。2 月 13 日申請地を確認、2 月 17 日申請者本人である[REDACTED]さんへ聞き取り調査した結果に基づき、議案説明させていただきます。</p> <p>申請地は、ふらっとホームつなみから広島方面約 500 メートル進んだ国道の左側、山側となります。譲渡人[REDACTED]さんは、これまで草刈のみ管理された申請地を譲受人[REDACTED]さんからの申し出により、譲り渡すものです。[REDACTED]さんは、申請地から徒歩 3 分のところに居住されており、今後水稻をされます。水稻に必用な農機具を所有されておりませんが、津浪地区の営農組合であるなごみの里の役員をされている関係で「田植えや稲刈りなどの作業は当組合へ委託する。」ことでした。水の管理や除草作業については、[REDACTED]さん本人が行うことでした。現在、耕作されていませんが、農業は好きで、以前実家の坂原で 10 年近く野菜づくりをされておられました。水稻は未経験ということですが、近くに居住している甥や近所の方から助言などいただきながらやっていきたいとのこと。水路の利用についても問題はありません。</p> <p>以上、全部効率利用要件、農作業常時要件、地域との調和要件全て整い、農地法第 3 条第 2 項各号には、該当しませんので、許可相当と判断しました。</p> <p>審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 6 号について、審議に入ります。議案第 6 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>

	<p>■■■■さんです。申請地は大字下殿河内字水刃、地番が 790 番 1、791 番 1、地目が畑、面積が合計で 309 m²です。申請理由は倉庫用地として使用しているため。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて、7 番委員より説明をお願いします。</p>
7 番委員	<p>8 号議案の説明をさせていただきたいと思います。議案書の 13 ページをご覧ください。図面は 14、15 ページです。2 月 15 日に行政書士の■■■■さんのところに伺って、申請者の■■■■さんと電話で聞き取りをさせていただきました。■■■■さんによりますと、倉庫、駐車場への転用事案でありまして、申請地は旧殿賀小学校から北へ 200m くらいのところとなります。駐車場に利用されていたのは令和元年の 10 月くらいから駐車場として利用されていましたが、それにつきましてはの始末書が 2 月の 2 日に出されております。2 月 25 日に現地の確認をさせていただきましたが、ここの場所なんですけども、ブロックを 2 段についてかさ上げされていましたが、申請地は筆界未定地になって一緒にした方がいいというようなこともあったりしてそういう状態になったみたいです。</p> <p>周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないということから許可相当と判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 8 号について審議に入ります。議案第 8 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 8 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 8 号は申請のとおり承認決定いたしました。続いて、議案第 9 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は■■■■、お名前が■■■■さんです。譲受人の住所は■■■■、お名前が■■■■さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字中筒賀字湯所、地番が 2412 番 1、2413 番 1、2415 番、2416 番、2417 番 3、2417 番 4、地目が田、面積が合計で 2,041 m²です。申請理由は譲渡人は高齢で耕作困難なため譲り渡す。譲受人は太陽光パネル発電施設を設置するため譲り受ける。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案書の 16 ページをご覧ください。図面は、17、18 ページ、現地の写真は資料 4、7 ページをご覧ください。2 月 26 日、現地調査をしました結果について、事案説明いたします。</p> <p>本事案は、譲受人の [] によります、太陽光発電施設設置用地への転用事案です。この度、申請地を譲渡人の [] さんより譲り受け、太陽光パネルを 180 枚設置するものです。申請地は、安芸太田町役場筒賀支所から東に約 800m 進んだ場所に位置しております。申請は現在耕作をしておらず、10 月に農業振興地域の除外申出も提出済みです。</p> <p>事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから許可相当と判断しました。審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 9 号について審議に入ります。議案第 9 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 9 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 9 号は申請のとおり承認決定いたしました。続いて、議案第 10 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 10 号の説明をさせていただきます。非農地通知についてです。資料 5、9 ページをご覧ください。</p> <p>今年度の夏に皆さんに行っていたいただいた利用状況調査に基づき、非農地通知書を 3 月 1 日に発送予定としております。対象地については利用状況調査にて不可能と判断され、事務局で地図や航空写真を確認して山林化していると判断したものとなっております。</p> <p>9 ページが大字ごとに筆数をまとめた一覧表、10 ページが鏡文章、11 ページが非農地通知、12 ページからが発送対象農地の一覧となっております。調査結果が不可能とされている 282 筆のうち、転用等の非農地通知発送対象外が 81 筆、所有者がお亡くなりになられている、または住所がわからない方の農地が 60 筆となっており、今回発送対象となったのは 141 筆分 61 件です。地図については各担当へ配布しておりますのでそちらをご覧ください。なお、12 ページ以降の一覧表で塗りつぶしをしているものが住所不明等で発送しないものです。お配りしている地図は令和 4 年、令和 5 年に非農地通知を発送しているものが黒く塗りつぶしており、今回の対象地については赤枠で囲い、黒く網掛けをしている農地となっております。</p>

	<p>対象地は雑木が生えており山林化している場合は、非農地通知書を法務局に持っていき、手続きをすると地目を農地以外に変更することができます。そして農地台帳から削除することで農地面積の分母を減らすことができ、集積率アップにつながります。</p> <p>もし非農地通知について問い合わせがあった際には、この非農地通知書で農業委員会に非農地証明の申請をしなくても法務局で地目が変わること、ただし、果樹が植えられている場合は地目が変われないこと、農地台帳からは削除されることを説明いただきますようお願いいたします。</p> <p>今回こちらの対象地について、この内容で非農地通知を発送していいかどうかをご確認いただきますようお願いいたします。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案第 10 号について審議に入ります。議案第 10 号について質疑はありませんか。</p>
議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 10 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 10 号は申請のとおり承認決定いたしました。続いて、議案第 3 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 3 号の継続審議となっております独自小規模認定モデルの審査についてです。■■■■の■■■■の件で差し替えの資料を追加資料として送付しております。まず変更点としましては、申請モデルをⅡ型からⅠ型へ変更させていただくと、目標を 100 万円から 50 万円にさせていただいております。それから変更点として、■■■■のレンタル農園と記載されておりますが、そちらについては行わないということです。2 ページ目の方を差し替えとさせていただいておりますが、まず農地面積ですが、最初 9 a とさせていただいていたところを 84 a が現状とさせていただいております。3 年後の目標を 15 a としていたものを 93 a とさせていただいております。それからその下の販売実績ですが、725,050 円となっておりますが、こちらについては仕入れ品を含めた町外の方の物もありましたので、追加資料の 1 のとおりですね、集計をさせていただいたものをいただきましたのでそちらの方から引用して 352,550 円を現状の売上高、3 年後の目標を 50 万円とさせていただいております。こちらも 100 万円から 50 万円に変更させていただいております。もう一つ変更点といたしますか、追加資料 2 なんですが、構成員の名簿を付けさせていただいております。町内者の方の役員の方をこちらの方に書かせていただいております。簡単には以上です。</p>
議長	<p>4 番委員は利害関係人のため退席をお願いいたします。</p>

議長	<p>(4 番委員退席)</p> <p>それでは、議案第 3 号について審議に入ります。議案第 3 号について質疑はありませんか。</p> <p>一旦休憩にします。</p>
議長	<p>(休憩)</p> <p>休憩を廃し会議を再開します。</p> <p>事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員へ審査表に点を付けていただきました。事務局の方で集計をして平均点を出させていただいた結果、点数は 78 点で、60 点以上のため合格となりました。以上です。</p>
議長	<p>今事務局から報告された通りでございます。その他質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>それでは議案第 3 号について決定いたしました。</p> <p>4 番委員は入室してください。</p> <p>(4 番委員入室)</p>
議長	<p>続いて、議案第 11 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 11 号の説明をさせていただきます。■■■■さんからの申請です。申請モデルはⅡ型、収入目標 100 万円、農地については記載のとおり 3,900 m²を所有しております。就農形態については、生産規模や新分野の拡大を目指しています。概要や意欲については、祇園坊柿の生産量と規模を拡大していきたいということをおられます。水稲については現状維持で引き続きやっていきたいということです。2 ページの生産計画の方ですが、現状も祇園坊柿を 40 a 生産されております。水稲も 30 a、令和 8 年には祇園坊柿を 50 a に増やしたいということです。先日地域計画の協議の場でも■■■■さんが推進委員さんで、担い手に位置づけをされておりますのでご紹介させていただきます。現状の出荷実績ですが、祇園坊柿を産直市で 68 万 7600 円を出荷されております。水稲の方も 39 万 600 円。水稲の方はモデルでは 2 割までとなっておりますが、水稲を 2 割に落としても 3 年後の目標が祇園坊柿だけで 100 万円の目標を達成されております。水稲も 40 万円と書かれておりますが、2 割で 20 万円に落としても目標の販売額に達するということになっております。3 ページの農機具の所有一覧が書いてありますが、今後、祇園坊柿の維持に必要な乗用草刈り機等を購入したいというふうに書かれております。以上です。審議の方よろしくお願</p>

	ます。
議長	<p>それでは、議案第 11 号について審議に入ります。議案第 11 号について質疑はありませんか。</p> <p>一旦休憩にします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>休憩を廃し会議を再開します。</p> <p>事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>採点をいただきました平均点を集計しましたところ 83 点ということで、合格の 60 点以上となっております。以上です。</p>
議長	<p>今事務局から報告された通りでございます。その他質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>それでは議案第 11 号について決定いたしました。</p> <p>続いて、議案第 12 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>追加議案で送付をさせていただいております、議案第 12 号の説明をさせていただきます。安芸太田町農林業振興対策審議会委員の推薦についてです。追加議案の 1 ページ及び資料 6、17 ページをご覧ください。令和 6 年 2 月 13 日付で安芸太田町長から農林業振興対策審議会委員の推薦について依頼がありました。こちらの任期は 4 年となっております、現在は河本会長、沖委員、佐藤委員が任命されております。来月で任期満了となるため、新たに推薦をするものです。事務局としましては引き続き同じ 3 名に引き受けていただけたらと思っております。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 12 号について審議に入ります。議案第 12 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 12 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 12 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に報告事項に入ります。報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>報告事項の説明を2点させていただきます。</p> <p>まず1点目に農地法第3条の3の規定による届出書が4件出ております。資料7、19ページをご覧ください。■■■地区の■■■さん、■■■の■■■さん、■■■地区の■■■さん、■■■地区の■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は、それぞれ記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。</p> <p>報告事項2点目は先月もご案内させていただきました、令和5年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について正式な開催通知がありましたので再度報告させていただきます。資料8、29ページをご覧ください。3月8日金曜日に広島市南区民文化センターにて研修が開催されます。内容は農業委員会活動の見える化や地域計画策定に向けた農業委員会の活動状況等です。旅費の予算はまだありますので、参加希望の方は事務局までご連絡ください。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>それでは無いようでしたら報告事項を終わります。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。</p> <p>これで、令和6年第2回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(15:00)</p> <p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p> <p>議 長</p> <p>1 番委員</p> <p>2 番委員</p>